

別表（第6条関係）

支出区分	支出範囲	支出限度額
(1) 会費	出席する会議，会合，研修会等のうち，飲食を伴う場合の参加費	10,000円 (会費等の金額が示されているものについては，会費相当額)
(2) 慶祝	ア 市政発展に寄与している者の栄典受章等の祝賀	10,000円
	イ 広く市民生活の向上に寄与する施設等の竣工，開業，記念式典等	10,000円
	ウ 広く市民を対象としたスポーツ，文化等の各種行事，祝賀会，地域主催の行事等への祝金	10,000円
(3) 弔慰	市政発展に寄与した者若しくは市政関係者又はそれらの親族が死亡した場合の香典又は花輪	10,000円
(4) 見舞	市政発展に寄与した者及び市政関係者の病気，怪我（7日間以上の入院加療），災害等による見舞	10,000円
(5) 協賛又は賛助	市政運営上有益な活動をしている団体若しくは個人への協賛又は賛助金	5,000円
(6) その他	ア 市政運営上，必要とする訪問時の手土産，市特産のPRのため，その特産品の購入等	市長が決する
	イ 市長が招集する意見交換若しくは情報収集のための会合又は市民等の訪問時の茶菓等	市長が決する
	ウ 市民等が市を代表して出場する各種大会等の激励のための物品の購入等	市長が決する